

社会保険算定基礎届

社会保険算定基礎届とは・・・

- ・会社等に勤務し健康保険・厚生年金保険の被用者保険制度に加入して「資格」を取得します。
 - ・資格取得しますと取得月から保険料の負担が発生します。
給与計算・給与支給時には標準報酬月額に基づき保険料が給与から差し引いて徴収されます。所得税、住民税などと同じように源泉徴収されます。
 - ・保険料を決定するための条件として次の3つの方法があります。
 - ① 資格取得時決定（資格取得届）
 - ② 定時決定（算定基礎届）
 - ③ 随時決定（月額変更届）
-
- ① 資格取得時決定とは、労働契約に基づき定められて支給されると見込まれた月額賃金（基本給、諸手当、月額通勤手当、現物給与等すべて含めたもの）
 - ② 定時決定とは、毎年4月、5月、6月に支給された賃金に基づいて決定されるため定時決定とか算定基礎届と言われます。
3か月の合計賃金を3で除して決められ、年1回改定されるのが原則です。その年の9月から翌年8月までそれで決定された月額に基づいて保険料が徴収されます。
 - ③ 随時決定とは、労働条件の変更（昇給、降給など）により決定されるもので、変更月から3か月の支給額を3で除した平均額が2等級以上の差が生じたときに月額変更届を保険者に提出することにより標準報酬月額が変更されます。